## 不当労働行為の審査等

## 1 概 況

令和4年中に当委員会が取り扱った不当労働行為事件はない。

## 不当労働行為事件の推移

(単位:件)

区分	項		目	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
係属	前年からの繰越			4	0	1	2	0
	新 規 申 立		0	2	1	0	0	
	計			4	2	2	2	0
終 結 状 況	命令・決定	救	全部	0	0	0	0	О
		済	— 部	1	0	0	1	0
		勇	美 却	0	0	0	1	О
		ž	却 下	0	0	0	0	О
	取下げ・和解	耳	文 下	1	0	0	0	0
		無関与		0	0	0	0	0
		関与		2	1	0	0	0
	計			4	1	0	2	0
終結事	終結事件の平均処理日数(日)			360	83		530	

<sup>(</sup>注)処理日数とは、申立てから終結までの日数をいう。

## 2 労働組合の資格審査

労働組合は、労働委員会の労働者委員候補者を推薦するとき、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき等に、労働委員会に労働組合の資格審査の申請をしなければならない。このため、労働委員会では、申請のあった労働組合が、労働組合法第2条及び同第5条に規定された要件を備えているか否か審査している(労働委員会規則第22条)。

(単位:件)

年	申請 区分	適合	取下・打切	不適合	継続中	年計
前年 繰越分	_	0	0	0	0	O
	不当労働行為	0	0	0	0	17
4 年	法人登記	0	0	0	0	
新規分	委員推薦	17	0	0	0	
	労働者 供給事業	0	0	0	0	
	合計	17	0	0	0	17